

○浪江町地域計画策定検討委員会設置要綱

(令和2年7月13日告示第100号)

改正 令和3年7月1日告示第60号 令和5年4月13日告示第70号

(設置)

第1条 集落・地域において、地域の中心となる経営体（個人、法人及び集落営農組織をいう。）の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な力強い農業構造を実現する地域計画を策定するため、浪江町地域計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設定する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域計画の妥当性等の審査及び検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の作成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者又は機関・団体等から選出された者をもって組織する。

- (1) 福島県相双農林事務所双葉農業普及所
- (2) 福島さくら農業協同組合
- (3) 公益財団法人福島県農業振興公社
- (4) 浪江町農業委員会
- (5) 浪江町地域農業再生協議会
- (6) 女性農業者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める機関・団体等

2 委員会の委員は、女性がおおむね3割以上の構成比率となるようにする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員会の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(謝礼金)

第7条 前条の委員会に出席した委員には、謝礼金として1回の出席につき、4,000円を支払う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林水産課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月15日から施行する。

附 則(令和3年7月1日告示第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月13日告示第70号)

この要綱は、公布の日から施行する。